

平成26年 6月 3日

各 位

大潟村 住民生活課

大潟村発注工事等の回答事項について

下記の事業への質問について、回答いたします。

事業名 デジタル防災行政無線同報系設置工事

No	質問要旨	回答
1	公告 頁2, (18)、仕様書 頁 2, 第5 適用法規,12 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)及びプ ライバシーマークの認定を受けていること、に関して 当社が取得しております ISO9001 には、2008 年の 改訂版以降「顧客の所有物を使用又は管理する場合 は、識別・検証・保管・保護すること」の旨が記載され ており、顧客所有物には知的財産と個人情報が含ま れています。よって、顧客情報・個人情報保護の本2 つの資格と同様である ISO9001 を取得していれば宜 しいでしょうか。	公告のとおりとする。 ISO9001 では、顧客からの借用品に 対する識別義務等あるものの、管理 範囲や取扱い等含め当方が求める保 護・安全面では不十分であり、情報セ キュリティや個人情報保護を確実なも のとする為、ISO9001 の認証に加え、 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)及びプライバシーマークの認 定も資格要件として必須とします。
2	特記仕様書 頁 2,10、仕様書 頁 8,第 2 (10) 男鹿地区消防一部事務組合消防本部指令センター 設備との接続に関して、上記設備との接続に際して は、既設設備メーカーからの仕様開示が必須となります が、既設設備メーカー以外である弊社に対し、適切に開 示を頂ける保障がありません。大潟村様の仲介による 適切な仕様開示をお願い致します。	仕様書記載のとおり、請負者にて対 応頂くこととします。また係る費用が生 じる場合は請負者の負担とします。
3	特記仕様書 P5 第 18 仕様書の疑義 「本仕様書は、設備の概要を示すものである。」との記	仕様書記載のとおりとします。 質疑内容では、仕様同等以上である

	<p>載が有りますが、特定業者の仕様が多数見受けられます。</p> <p>弊社標準仕様におきましても、貴村にて想定される運用には支障がないと考えます。全般において、弊社標準仕様でも宜しいでしょうか。</p>	<p>ことが判断できませんので、認められません。</p> <p>入札参加にあたり提出が必要な誓約書に記載のとおり、仕様書に定める機能、構造及びその他記載ある内容は遵守してください。</p>
4	<p>仕様書 頁 11,第 1-1 (22)</p> <p>操作卓の仕様に関して</p> <p>「操作卓扱者ごとのマイクレベルを記憶するマイクプリセット機能を有していること」とありますが、緊急時の放送等、状況によっては放送者の音量が異なり、別途レベル調整が必要となる事が想定されます。よって、本仕様は削除させていただきますが宜しいでしょうか。</p>	仕様書記載のとおりとします。
5	<p>仕様書 頁 11,第 1-1 (24)</p> <p>操作卓の仕様に関して</p> <p>「操作性向上のため、画面操作及び盤面操作に加え音声による操作(音声認識操作)機能を有すること」とありますが、誤操作により緊急一括等の重要放送が起動し、住民等を混乱させる事が想定されます。よって、本仕様は削除させていただきますが宜しいでしょうか。</p>	仕様書記載のとおりとします。
6	<p>仕様書 頁 14,第 1-10 (1)等</p> <p>音源卓の仕様に関して</p> <p>「本装置は、CD/CF(SD・USB)デッキを実装」とありますが、同等の内容が実現できるデッキ(CD/MDデッキなど)での実現とさせていただきますが宜しいでしょうか。</p>	<p>仕様書記載のとおりとしますが、管理・運用面等から別途協議を以って最終的に決定するものとします。</p> <p>ただし、MDは現状、実運用メディアとしては運用性に合致しておらず不可とします。</p>
7	<p>仕様書 頁 15,第 1-12 (10)</p> <p>J-ALERT自動起動装置の仕様に関して</p> <p>「将来整備されるデジタル移動通信設備と接続し、J-ALERT電文をメール転送機能により移動局へ通知可能であること」とありますが、J-ALERT の放送内</p>	仕様書記載のとおりとします。

	<p>容を音声にて伝達する機能での実現とさせていただきますが宜しいでしょうか。</p>	
8	<p>仕様書 P12 第4章デジタル同報系設備機能 第1 2 (25) ア～オ 「消防指令連動については次の条件を満足すること」 本仕様は、新たに設置する操作卓の機能として具備するものであるとの解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>御見込みのとおりです。 本件は全て請負者の負担で実現するものとします。</p>
9	<p>仕様書 P2 第1章特記事項 第3 10 全項 「本工事における消防指令連動に伴い、男鹿地区消防一部事務組合との協議を行うこと。また消防本部指令センター設備との接続に必要な一切を含むものとする。」 男鹿地区消防本部指令センター設備の改修が必要な場合、当該改修も本工事に含むものと解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>御見込みのとおりです。 本件は全て請負者の負担で実現するものとします。</p>
10	<p>仕様書 P2 第1章特記事項 第3 10 (2) 「請負者の責任において男鹿地区消防一部事務組合消防本部指令センター設備の保守業者と充分協議するものとし～これらに係る費用は、請負者の負担とする。」 男鹿地区消防本部指令センター設備との接続に際して、指令センター側に不具合が生じないよう安全・確実な接続を実現する為に、指令センター設備の保守業者・構築業者による立会及び安全を担保する製造メーカーの証明を得る必要があると理解して宜しいでしょうか。また係る費用は請負者の負担に含めるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>御見込みのとおりです。 既設設備に支障ない万全の体制としてください。また証明については着工までに確証を提出すれば可とします。 費用については請負者の負担で実現するものとします。</p>
11	<p>公告14号 P3 3 (3) 「入札参加資格確認申請書等を提出した者は、～届出書を速やかに提出しなければならない。」</p>	<p>御見込みのとおりです。</p>

	<p>参加申請後の資格の有無に係らず辞退をする場合の辞退届は、入札日前までに提出するものと理解して宜しいでしょうか。</p>	
12	<p>仕様書 P11 第4章デジタル同報系設備機能 第1 2 (24) 「操作性向上のため、画面操作及び盤面操作に加え音声による操作(音声認識操作)機能を有すること。～」 音声認識操作とは、音声を認識して操作卓の手動操作をすることなく緊急一括等の呼出し動作が出来るという解釈で宜しいでしょうか。</p>	御見込みのとおりです。
13	<p>仕様書 P11 第4章デジタル同報系設備機能 第1 2 (2) 「ID登録はARIB標準規格に準じ、65535IDまで対応すること。～」 65535 個のIDを個別に登録できるとの解釈で宜しいでしょうか。</p>	ARIB規格に準拠するものとしませんが、管理・運用面等から別途協議を以って最終的に決定するものとしします。
14	<p>仕様書 P11 第4章デジタル同報系設備機能 第1 2 (18) 「～待ち受け時画面にインフォメーションバーを有し、次放送内容・障害情報を表示できること。～」 待受け時のみではなく、操作時に於いても常にシステム状態を明確に認識できる機能でも宜しいでしょうか。</p>	御見込みのとおりです。 尚、操作時には必要なものが確認できれば可とします。
15	<p>仕様書 P11 第4章デジタル同報系設備機能 第1 2 (17) 「災害時は、操作卓から遠隔制御装置へ統制権を委譲することができること。～」 操作卓からの放送が困難な状況に於いても運用継続性を確保すると理解して宜しいでしょうか。</p>	御見込みのとおりです。
16	<p>仕様書 P27 第6章デジタル同報系設備仕様 第3 1 (2)</p>	仕様書記載のとおりとしますが、管理・運用面等から別途協議を以って

	<p>「カ. バッテリー状態(高・中・低)」</p> <p>バッテリーの状態監視について保守点検時の現場確認を確実にすることでの対応でもよろしいでしょうか。</p>	最終的に決定するものとします。
17	<p>工事図面</p> <p>以下の強度計算が行われているか確認いたします。</p> <p>① 放送塔</p> <p>② 役場の発電機基礎及び屋上</p>	確認済みです。
18	<p>工事図面</p> <p>役場受電に際し、電気室キュービクルの分岐回路は、既設空NFBが使えますでしょうか。それとも増設が必要になりますでしょうか。</p>	NFBに空きはありますが、詳細については受注者と電氣的容量等含め別途協議するものとします。
19	<p>屋外拡声子局標準図(子局-共通 1)</p> <p>「基礎工事については現地地盤状況を確認の上施工すること。」</p> <p>現地地盤状況については別途確認協議するものであるとの解釈して宜しいでしょうか。</p>	事前の協議を以って施工手法等は決定するものとします。
20	<p>仕様書 P14</p> <p>第 4 章デジタル同報系設備機能 第 1 10 (2)</p> <p>「CD/CF(SD/USB)デッキの操作は操作卓画面にて行えること。」</p> <p>CD/CF(SD/USB)とありますが、いずれかの操作が操作画面にて行えるものであることに対応するものであるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	仕様書記載のとおりとしますが、管理・運用面等から協議を以って最終的に決定するものとします。
21	<p>仕様書 P16</p> <p>第 4 章デジタル同報系設備機能 第 2 1 (4)</p> <p>「遠隔制御装置の電源は、商用電源を使用するが、停電時には、自動的に内蔵の蓄電池に切り替わり、放送を中断することなく使用できること。」</p> <p>停電時でも運用を継続できることが重要と考えますので、より確実に停電補償が可能とする内蔵蓄電池以外の外部機器での納入は御認め頂けますでしょうか。</p>	仕様書記載のとおりとしますが、管理・運用面等から協議を以って最終的に決定するものとし、停電補償の時間が変わらないことを前提に可能とします。

22	<p>仕様書 P10 第 4 章デジタル同報系設備機能 第 1 2 (2) 「選択呼出し部は、緊急一括、一括、グループ・・・。 ハードスイッチ 30 個以上及びタッチパネルにて 500 個以上可能であり・・・各種設定が可能なこと。」 タッチパネル呼出し釦数について、300 個以上でも十分と考えます。 300 個以上にてご了承願います。</p>	<p>仕様書記載のとおりとしますが、管理・運用面等から協議を以って最終的に決定するものとします。</p>
23	<p>仕様書 P10 第 4 章デジタル同報系設備機能 第 1 2 (21) 「放送事故防止機能として、放送状態であっても自動的に無音を検出し、自動終了する機能を有すること。 また、放送室の環境雑音に応じて、無音を検出するレベルを任意に設定できること。」 無音検出レベルについて、固定検出レベルでも十分機能を満足しますのでご了承お願いします。</p>	<p>仕様書記載のとおりとします。</p>